

男鹿市告示第78号

男鹿市議会臨時会の招集及び付議事件について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第102条第3項の規定に基づき、令和5年8月男鹿市議会臨時会を下記のとおり招集する。

よって、地方自治法第101条第7項及び第102条第4項の規定により、告示する。

令和5年7月25日

男鹿市長 菅 原 広 二

記

- 1 日 時 令和5年8月1日 午前10時
- 2 場 所 男鹿市議会議事堂
- 3 付議事件
 - (1) 温浴ランドおが及び若美温泉保養施設における入湯税の課税の特例に関する条例の専決処分について
 - (2) 令和4年度男鹿みなと市民病院事業会計決算の認定について
 - (3) 令和4年度男鹿市上水道事業会計決算の認定について
 - (4) 令和4年度男鹿市ガス事業会計決算の認定について
 - (5) 令和4年度男鹿市下水道事業会計決算の認定について
 - (6) 令和4年度男鹿市農業集落排水事業会計決算の認定について
 - (7) 令和4年度男鹿市漁業集落排水事業会計決算の認定について
 - (8) 債権の放棄について
 - (9) 債権の放棄について